

令和8年度 石井町ごみ処理実施計画

1. 基本的事項

(1) 目的

本計画は、令和8年3月に策定した「石井町ごみ処理基本計画」に基づき年度ごとに策定するもので、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にし、廃棄物の減量、資源化及び適正処理を推進することを目的として定めるものである。

(2) 計画区域

石井町全域とする。

(3) 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2. ごみ処理実施計画

(1) 一般廃棄物(ごみ)排出量

令和8年度の一般廃棄物(ごみ)排出量の見込みは以下のとおりである。

(t)

項目		年度	計画量			
			計画量	目標		
			R8	R12	R17	R22
人口(人)			24,215	23,521	22,796	22,073
生活系ごみ	燃やせるごみ		3,675	3,407	3,137	2,942
	燃やせないごみ		420	408	396	383
	資源ごみ		971	1,058	1,125	1,122
	粗大ごみ		698	669	632	600
	有害ごみ		8	8	8	7
生活系ごみ	小計		5,772	5,549	5,299	5,054
事業系ごみ	燃やせるごみ		1,592	1,492	1,393	1,329
	燃やせないごみ		36	38	40	41
	粗大ごみ		74	70	66	63
事業系ごみ	小計		1,702	1,600	1,499	1,433
ごみ排出量			7,473	7,149	6,797	6,487

(2) 排出抑制・資源化に向けた施策

①発生抑制(リデュース)の推進	
生ごみ及び食品ロス削減運動の推進	広報等による啓発、優良取組及びアイデア等の紹介、フードドライブ・体験講座等の推進
家庭用生ごみ処理機の普及	電気式生ごみ処理機等購入補助事業の継続実施、事業に関する周知・普及啓発
使い捨てプラスチックごみの発生抑制	マイバッグ・マイボトル・詰替え製品等の利用促進に向けた啓発
紙類、その他の削減	簡易包装及びペーパーレス化の推奨
②再使用(リユース)・再資源化(リサイクル)の推進	
地域における分別・資源化の推進	ごみ分別辞典・ごみ分別カレンダーの作成及び配布、広報・HP等での情報発信
リユースの推進	町内リユース拠点等の情報提供、リユース事業者との連携
事業所における資源化の推進	事業者への情報発信及び指導啓発、搬入物検査等の実施
新たな資源回収制度の導入可能性検討	先行事例及び国・事業者等の動向調査
③その他啓発及び教育の推進	
全国的な取組月間等と連動した啓発	環境月間・食品ロス削減月間をはじめとした全国的な取組期間における重点的な啓発の実施
環境教育・イベント等の推進	施設見学会や出前授業の実施、町内イベント等での学習機会の創出、環境配慮行動へのポイント付与の検討

(3)一般廃棄物(ごみ)の分別区分と処理主体

ごみの種類		分別区分	収集運搬	中間処理	最終処分
生活系 ごみ	燃やせる ごみ	燃やせるごみ	委託業者	町(直営) ・民間業者	町(委託)
		使用済み食用油	直接搬入 ※拠点施設から は直営		
	燃やせない ごみ	燃やせないごみ	委託業者	民間業者	
		フレモノ・陶磁器類			
		金属類			
		小型家電	直接搬入		
	資源ごみ	空き缶	委託業者	町(委託) (選別・圧縮・梱包工 程)	民間業者 (資源化)
		空きビン			
		ペットボトル			
		プラスチック製 容器包装			
		新聞			
		雑誌			
		段ボール			
飲料用紙パック					
紙製容器包装					
古着・布類					
有害ごみ	廃蛍光管	委託業者			
	電池				
粗大ごみ	粗大ごみ	直接搬入		町(委託)	
事業系 ごみ	燃やせるごみ	許可業者 又は 直接搬入	町(直営) ・民間業者	町(委託)	
	燃やせないごみ				民間業者
	粗大ごみ				

(4) 収集運搬計画

① 分別区分及び収集・排出方法

ごみの種類	分別区分	収集方法	収集回数	出し方
燃やせるごみ	燃やせるごみ	戸別・ステーション方式	週2回	指定袋
	使用済み食用油	施設へ直接搬入	随時持込	ペットボトル
燃やせないごみ	燃やせないごみ	戸別・ステーション方式	2週に1回	指定袋
	ワレモノ・陶磁器類		3か月に1回	指定袋
	金属類	透明の袋		
	小型家電	施設へ直接搬入	随時持込	直接持込
資源ごみ	空き缶	戸別・ステーション方式	2週に1回	指定袋
	空きビン			指定袋
	ペットボトル			指定袋
	プラスチック製容器包装			指定袋
	新聞			束ねる
	雑誌			
	段ボール			
	飲料用紙パック			
	紙製容器包装			指定袋
	古着・布類		3か月に1回	透明の袋
粗大ごみ	粗大ごみ	施設へ直接搬入	随時持込	直接持込
有害ごみ	廃蛍光管	戸別・ステーション方式	3か月に1回	購入時の箱又は透明の袋
	電池		週2回	透明の袋

※粗大ごみの回収拠点への持込手段がない方に対して年に4回申込による収集を実施する。
 ※通常の収集ではごみ出しが困難な高齢者や障がいのある方を対象とした「高齢者等ごみ出し支援事業」を実施する。

②収集運搬量の見込み

(t)

		計画量	目標		
		R8	R12	R17	R22
	燃やせるごみ	3,646	3,379	3,111	2,916
	燃やせないごみ	406	394	383	370
	資源ごみ	930	1,016	1,081	1,078
	有害ごみ	8	8	8	7
生活系ごみ_収集量 計		4,990	4,797	4,582	4,372
	燃やせるごみ	1,337	1,236	1,134	1,070
	燃やせないごみ	14	14	14	14
事業系ごみ_許可業者収集量 計		1,351	1,250	1,148	1,084

(5) 中間処理計画

① 中間処理の方法

燃やせるごみは石井町清掃センター及び民間業者へ委託し処理を行う。資源ごみの処理は石井町リサイクルセンターで行う。燃やせないごみ、粗大ごみ及び有害ごみは民間業者へ処理を委託する。

区分	処理方法	処理施設
燃やせるごみ	焼却処理	石井町清掃センター 民間業者(委託処理)
燃やせないごみ	選別・破碎・リサイクル	民間業者(委託処理)
資源ごみ	選別・圧縮梱包・リサイクル	石井町リサイクルセンター (選別・圧縮・梱包)
粗大ごみ	選別・破碎・リサイクル	民間業者(委託処理)
有害ごみ	選別・破碎・リサイクル	民間業者(委託処理)

② 中間処理施設の概要

■ ごみ焼却施設

名 称	石井町清掃センター	
所 在 地	石井町石井字石井3025番地の1	
供 用 開 始	昭和53年度	
敷 地 面 積	8,332m ²	
処 理 方 式	機械化バッチ燃焼式ストーカ炉	
処 理 能 力	30t/日(15t/8h×2炉)	
排ガス処理能力	ばいじん	0.05g/m ³ N 以下(O ₂ 12%)
	硫黄酸化物	K値:17.5 以下
	窒素酸化物	250ppm(O ₂ 12%)
	塩化水素	150mg/m ³ N 以下(O ₂ 12%)
	ダイオキシン類	5ng-TEQ/m ³ N 以下

■リサイクル施設

名 称	石井町リサイクルセンター	
所 在 地	石井町浦庄字下浦952番地の1他	
供 用 開 始	平成10年度	
処 理 能 力	スチール缶	1.0 t/5h
	アルミ缶	0.3 t/5h
	ビン類	2.6 t/5h
	ペットボトル	0.5 t/5h
	容器包装(プラスチック・紙)	0.5 t/5h
敷 地 面 積	5,000 m ²	
延 べ 床 面 積	工場棟	407.04 m ²
	ビン選別兼貯留場	128.25 m ²
	ペットボトル処理棟	110 m ²
	ストックヤード施設	250 m ²
	圧縮梱包棟	251.62 m ²
	全天候型作業場	405.76 m ²

④中間処理量の見込み

(t)

			計画量	目標		
			R8	R12	R17	R22
石井町清掃センター	焼却	燃やせるごみ	4,780	4,446	4,112	3,877
		選別残渣	192	213	229	229
計			4,973	4,660	4,341	4,106
石井町清掃センター	積替・保管	燃やせないごみ 資源ごみ、有害ごみ	520	516	511	498
石井町リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包	資源ごみ、有害ごみ	951	1,036	1,100	1,096
民間業者施設(委託)	焼却	燃やせるごみ、選別残渣	760	722	684	653
	その他中間処理	粗大ごみ	772	738	698	663
計			1,532	1,460	1,383	1,316

(6)最終処分計画

①最終処分の方法

焼却残渣や不燃残渣は、本町の最終処分場である石井町最終処分場にて処分を行う。

②最終処分場の概要

名 称	石井町一般廃棄物最終処分場
所 在 地	石井町浦庄字上浦841番地の1
供 用 開 始	平成12年度
埋 立 面 積	7,300m ²
埋 立 容 量	65,000m ³
残 余 容 量	21,873m ³ (令和6年度末現在)
埋 立 構 造	準好気性管理型最終処分場

③最終処分量の見込み

			(t)			
			計画量	目標		
			R8	R12	R17	R22
直接埋立	清掃センター積替	燃やせないごみ 残渣	30	32	33	34
	清掃センター保管	ワレモノ・陶磁器類	27	27	26	25
	民間業社からの処理残渣	粗大ごみ 残渣	20	19	18	17
小計			77	77	77	76
焼却残渣	清掃センター	燃やせるごみ 焼却残渣	705	661	616	583
不燃残渣	リサイクルセンター	資源ごみ 選別残渣	9	8	8	8
最終処分量 合計			791	747	701	667

(7)町では処理できない一般廃棄物

ごみの種類	処分方法等
分別できていないごみ	分別ルールに従って出す
家電リサイクル法対象の家電 (テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機など)	販売店に問い合わせる
消火器	販売店に問い合わせる
産業廃棄物	産業廃棄物の許可業者に問い合わせる
農業用廃棄物(農業用ビニール・波板・肥料の袋・除草剤の容器など)	農協や産業廃棄物の許可業者に問い合わせる
農業や家庭菜園から出るごみ (野菜のツルや茎、根など)	畑でたい肥化するなど自家処理する又はリサイクル業者に問い合わせる
土砂(土・砂・石)	販売店や建設業者などに問い合わせる
家屋の一部とみなされるもの (システムキッチン(ビルトインコンロ、食器洗い乾燥機を含む)、埋め込み式の照明器具、洗面台等)	販売店や専門の処理業者に問い合わせる

(8)一般廃棄物許可に関する計画

一般廃棄物の収集運搬業の許可については、現行の処理体制において、一般廃棄物の適正な処理が継続的かつ安定的に確保されているため、法令又は一般廃棄物を資源化する等の事由が生じる場合を除き行わない。